ゼロカーボン北海道推進協議会設置要綱(案)

(目的)

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進め、全道に拡大することを目的として、ゼロカーボン北海道推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。
- (1) 脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関すること
- (2) 脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関すること
- (3) 脱炭素化に向けた調査及び研究に関すること
- (4) その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、経済、金融、エネルギー、消費者などの団体等から構成する。
- 2 協議会に、座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、あらかじめ座長の指名するものが、その職務を代理する。
- 5 専門的な事項を検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。
- 6 専門部会には、部会長を置き、部会長は座長が指名する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外のものの出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、北海道環境生活部環境局気候変動対策課に 事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和年月日から施行する。

ゼロカーボン北海道推進協議会 名簿

(令和3年 月 日現在)

分野	構成員
学識経験者	北海道大学大学院環境科学院 教授 山中 康裕
(577)-t-	北海道大学大学院工学研究院 教授 石井 一英
経済	北海道経済連合会
	北海道経済同友会
	(一社)北海道商工会議所連合会
	北海道商工会連合会
産業	北海道農業協同組合中央会
	ホクレン農業協同組合連合会
	北海道森林組合連合会
	北海道木材産業協同組合連合会
	北海道漁業協同組合連合会
	北海道建設業協会
	北海道観光振興機構
	(一社)北海道IT推進協会
金融	(株)北洋銀行
	(株)北海道銀行
	(一社)北海道信用金庫協会
,	(一社)北海道信用組合協会
運輸	(公社)北海道トラック協会
	(一社)北海道バス協会
	(一社)北海道ハイヤー協会
エネルギー	北海道電力(株)
	北海道ガス(株)
家庭	(一社)北海道消費者協会
行政	北海道市長会
	北海道町村会
	北海道
オブザーバー	北海道地方環境事務所
,	北海道経済産業局
	北海道運輸局
	北海道開発局
	北海道農政事務所
	北海道森林管理局
	(公財)北海道環境財団
L	I

※座長、事務局の協議により構成員を適宜追加。